

議案第37号

公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について

下記のとおり公の施設の新指定管理者の指定期間を変更する。

平成31年3月7日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市ケーブルテレビ施設
位置 壱岐市郷ノ浦町本村触684番地1
- 2 指定管理者
熊本県阿蘇郡高森町大字高森980-8
光ネットワーク株式会社
代表取締役 陶山 和浩
- 3 指定変更期間
変更前 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
変更後 平成32年4月1日から平成37年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理について、現指定管理者との引継ぎに日数を要しており、市民サービスの継続を最優先とするため、新指定管理者の指定期間の変更をする必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第38号

公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について

下記のとおり公の施設の現指定管理者の指定期間を変更する。

平成31年3月7日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市ケーブルテレビ施設
位置 壱岐市郷ノ浦町本村触684番地1
- 2 指定管理者
神戸市中央区中町通二丁目3番2号
関西ブロードバンド株式会社
代表取締役 三須 久
- 3 指定変更期間
変更前 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
変更後 平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理について、引継ぎに日数を要しており市民サービスの継続を最優先とするため、壱岐市ケーブルテレビ施設の現指定管理者の指定期間を変更する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。